

介護保険制度の概要

概 要

サービス提供機関

居宅サービス

- ◇訪問介護（ホームヘルプ）
- ◇訪問入浴介護
- ◇訪問看護
- ◇訪問リハビリテーション
- ◇居宅療養管理指導
- ◇通所介護（デイサービス）
- ◇通所リハビリテーション（デイケア）
- ◇短期入所生活介護（ショートステイ）
- ◇短期入所療養介護
- ◇特定施設入居者生活介護
- ◇福祉用具貸与
- ◇特定福祉用具販売

施設サービス

- ◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ◇介護老人保健施設（老人保健施設）
- ◇介護療養型医療施設

地域密着型介護サービス

- ◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◇夜間対応型訪問介護
- ◇認知症対応型通所介護
- ◇小規模多機能型居宅介護
- ◇認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ◇地域密着型特定施設入居者生活介護
- ◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ◇複合型サービス

その他

- ◇住宅改修費の支給

介護予防サービス

- ◇介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
- ◇介護予防訪問入浴
- ◇介護予防訪問看護
- ◇介護予防訪問リハビリテーション
- ◇介護予防居宅療養管理指導
- ◇介護予防通所介護（デイサービス）
- ◇介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- ◇介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ◇介護予防短期入所療養介護
- ◇介護予防特定施設入居者生活介護
- ◇介護予防福祉用具貸与
- ◇特定介護予防福祉用具販売

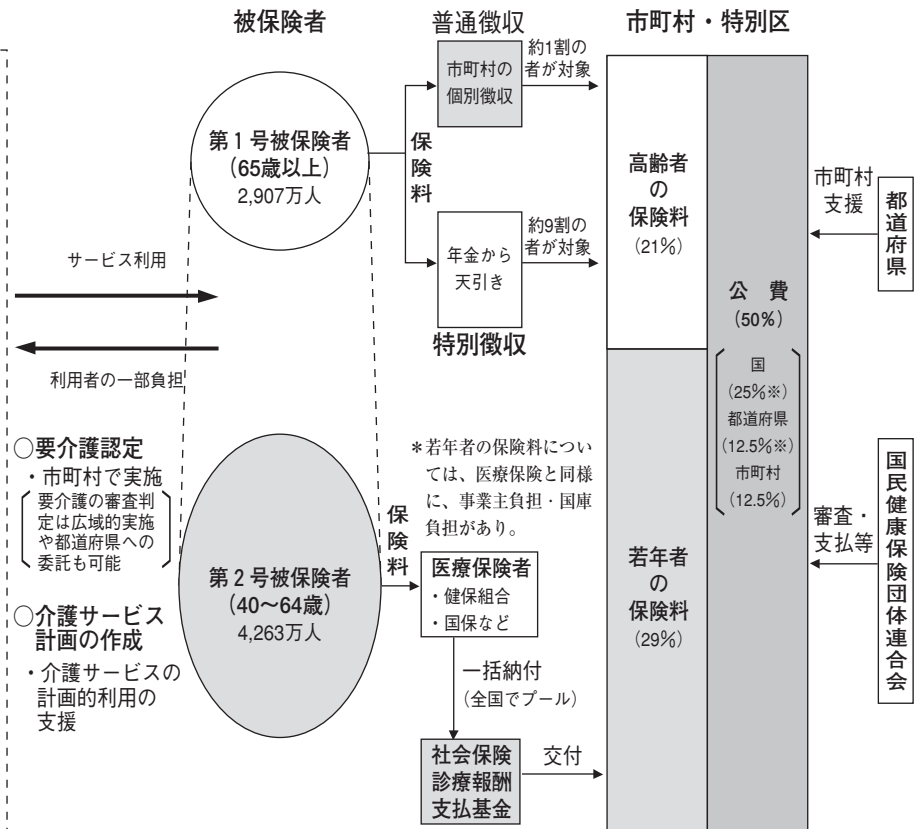
地域密着型介護予防サービス

- ◇介護予防認知症対応型通所介護
- ◇介護予防小規模多機能型居宅介護
- ◇介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

その他

- ◇住宅改修費の支給

介護保険制度の体系図



※国の負担分のうち5%は調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減

※施設等給付費（都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設に係る給付費）は、国20%、都道府県17.5%

※第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告（暫定）（平成23年4月分）」による。

※第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、22年度内の月平均値である。

詳細資料① 被保険者・受給権者・保険料負担、賦課・徴収方法

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給権者	・要介護者（寝たきり・認知症等で介護が必要な状態） ・要支援者（日常生活に支援が必要な状態）	要介護・要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（特定疾病）による場合に限定
保険料負担	市町村が徴収	医療保険者が医療保険料とともに徴収し、納付金として一括して納付
賦課・徴収方法	・所得段階別定額保険料（低所得者の負担軽減） ・老齢退職年金給付（※）年額18万円以上の方は特別徴収（年金からのお支払い） それ以外の方は普通徴収	・健保：標準報酬及び標準賞与×介護保険料率（事業主負担あり） ・国保：所得割、均等割等に按分（国庫負担あり）

※平成18年4月から障害年金・遺族年金も対象。

詳細資料② 保 険 料

- 第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、原則として各市町村ごとの所得段階別の定額保険料とし、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとする。

段 階	対象者	保険料	（参考） 対象者見込数
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	2.7%
第2段階	市町村民税世帯非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方等	基準額×0.5	17.0%
第3段階	市町村民税世帯非課税で第2段階に該当しない方等	基準額×0.75	13.2%
第4段階	市町村民税本人非課税	基準額×1	30.2%
第5段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が190万円未満）	基準額×1.25	21.1%
第6段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が190万円以上）	基準額×1.5	15.8%

※ 上記表は標準的な段階。市町村が条例により課税層についての区分数を弾力的に設定できる。なお、保険料率はどの段階においても市町村が設定できる。

- 第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険者ごとに算定される。

詳細資料③ 利 用 料

1. 1割の定率負担＋入院・入所者は居住（滞在）費・食費を原則自己負担
2. 1割負担が高額になる場合は高額介護（予防）サービス費を支給
3. 1割負担・居住（滞在）費・食費の負担額について、低所得者に配慮

<高額介護サービス費>

所得区分	世帯の上限額
(1) 下記(2)または(3)に該当しない場合	37,200円
(2) ①市町村民税世帯非課税者	①24,600円
②24,600円への減額により生活保護の要保護者とならない場合	②24,600円
(a) 市町村民税世帯非課税で、(公的年金等収入金額＋合計所得金額)が80万円以下である場合	個人15,000円
(b) 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	個人15,000円
(3) ①生活保護の被保護者	①個人15,000円
②15,000円への減額により生活保護の要保護者とならない場合	②15,000円

※ 個人とあるのは個人の上限額

※ 制度施行時における特別養護老人ホーム入所者（旧措置入所者）の利用料については、当分の間、負担能力に応じた減免措置を講じている。

詳細資料④ 利用手続

1. 介護認定審査会の審査判定結果に基づき、市町村が要介護・要支援認定
介護認定審査会は、被保険者の心身の状況調査結果、主治医の意見書等に基づき、要介護状態区分等を審査判定（審査判定は都道府県に委託可）
※ 要介護認定基準は全国一律に客観的に定める。
→ 要介護度に応じた給付額（在宅サービスの場合は支給限度額）を設定
○在宅給付については、要介護度（7段階・要支援を含む）に応じて、約5.0～35.8万円／月（額は地域により異なる）

（在宅サービスの支給限度額）

要介護度	支給限度額
要支援1	4,970単位／月
要支援2	10,400単位／月
要介護1	16,580単位／月
要介護2	19,480単位／月
要介護3	26,750単位／月
要介護4	30,600単位／月
要介護5	35,830単位／月

*1単位：10～11.26円（地域やサービスにより異なる）

○施設給付についても、各施設類型ごとに、要介護度に応じた給付額を設定

2. 本人の需要に適応したサービスを総合的・計画的に提供する観点から、介護サービス計画（ケアプラン）の作成が基本

10

高齢者保健福祉

詳細資料⑤

保険給付の内容

	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
都道府県が指定・監督を行うサービス	◎介護予防サービス 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	◎居宅サービス 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 ◎居宅介護支援 ◎施設サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
市町村が指定・監督を行うサービス	◎介護予防支援 ◎地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	◎地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス
その他	◎住宅改修	◎住宅改修

※ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部施行に伴い、都道府県が指定・監督を行うサービスについて、政令市・中核市に権限委譲されている。

詳細資料⑥

制度運営安定化のための配慮

〈財政面での配慮〉

都道府県に財政安定化基金を置き（財源は、国、都道府県、市町村が1/3ずつ）、見通しを上回る給付費増や保険料収納率の低下に起因する財政不足を補うため、資金の交付及び貸付を行う。

〈事務実施面での配慮〉

1. 要介護認定の審査判定業務の都道府県への委託を可能としている。
2. 都道府県が複数市町村の審査会の共同設置を支援している。

介護保険の基盤整備

概 要

基盤整備

1. 介護サービス基盤の整備を計画的に進めるため、国が策定する基本方針に基づき、市町村、都道府県がそれぞれ市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画を策定する。
2. 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3. 国は、市町村が行う介護サービス基盤の整備等を支援するため、地域介護・福祉空間整備等交付金の支給等の支援を行う。また、地域密着型サービスなど、市町村内の日常生活圏域で利用される小規模なサービス拠点の整備等を推進するため、都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金等（基金の実施期限を平成24年度まで1年延長）より支援を行う。

詳細資料

地域介護・福祉空間整備等交付金

1. 趣旨

国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら行う介護サービス拠点等の整備を支援するとともに、都市型軽費老人ホームの整備や、施設内保育施設の整備、市町村における先進的な取り組み等を支援する交付金

2. 事業内容

(1) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムの整備、高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進に必要な経費に対する交付金

(2) 先進的事业支援特例交付金

介護療養型医療施設等転換整備計画に基づく施設の整備、都市型軽費老人ホームの整備、施設内保育施設の整備、緊急ショートステイ居室整備等のための交付金

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 定額

5. 平成24年度予算額 57億円

詳細資料

介護基盤の緊急整備

1. 趣旨

各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の平成23年度までの緊急整備を推進するため、市町村が行う介護サービス基盤等の整備を支援するもの。（基金の実施期限を平成24年度まで1年延長）

2. 事業内容

各都道府県に設置された基金を原資として、次の事業を実施。

(1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金

ア 介護基盤の緊急整備特別対策事業

地域密着型サービスなど、市町村内の日常生活圏域で利用される小規模なサービス拠点を面的に整備するための支援

イ 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業

消防法施行令の改正により平成21年4月より新たにスプリンクラー設置が義務付けられた既存の定員30人以上の特別養護老人ホーム等に対して、その設置に要する経費に対する支援

ウ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

認知症高齢者グループホーム等が行う、地震等防災対策上必要な改修等に対する支援

既存特別養護老人ホームの個室ユニット化改修等に対する支援

(2) 介護職員処遇改善等臨時特例基金（施設開設準備等特別対策事業）

特別養護老人ホーム等の整備促進のため、施設開設前の準備に要する経費や施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の支援

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 定額（2（2）の事業の一部については1／2）

5. 事業規模 約3,596億円

〔平成21年度第一次補正予算額 約3,294億円
平成22年度第一次補正予算額 約 302億円〕

介護保険制度の実施状況

詳細データ① 第1号被保険者数の推移（人）

各年4月末時点

2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
21,654,769	22,473,297	23,223,722	23,981,379	24,528,385	25,160,699	25,935,454	26,822,941	27,566,882	28,384,166	28,945,267	29,069,219

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

詳細データ② 要介護（要支援）認定者数の推移（人）

各年4月末時点

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
要支援1	290,923	319,595	398,322	504,835	601,258	673,542	58,678	527,027	551,720	574,997	603,560	662,247
要支援2	—	—	—	—	—	—	45,414	521,549	629,071	661,881	653,899	668,629
経過的要介護	—	—	—	—	—	—	654,952	39,557	1,460	0	—	—
要介護1	551,134	709,493	890,772	1,070,191	1,252,269	1,332,078	1,386,738	876,240	769,388	788,133	852,325	909,673
要介護2	393,691	489,560	571,012	640,574	594,806	614,040	651,370	755,749	806,110	822,691	854,158	900,892
要介護3	316,515	357,797	393,646	430,709	492,195	527,329	560,602	652,255	711,337	737,951	712,847	699,763
要介護4	338,901	365,352	393,783	423,846	478,585	496,616	524,989	547,175	578,873	589,512	629,757	641,178
要介護5	290,457	340,662	381,472	414,169	455,021	464,550	465,350	488,753	500,255	514,758	563,671	593,228
合 計	2,181,621	2,582,459	3,029,007	3,484,324	3,874,134	4,108,155	4,348,093	4,408,305	4,548,214	4,689,923	4,870,217	5,075,610

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

（注）介護保険法改正時（2006年4月1日施行）に要支援認定を受けていた者は、その認定期間の満了まで「経過的要介護」となっている。

詳細データ③ 介護サービス受給者数の推移（人）

各年4月サービス分

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
居宅サービス（介護予防を含む）	971,461	1,419,344	1,723,523	2,014,841	2,314,883	2,505,636	2,546,666	2,573,797	2,685,115	2,782,828	2,941,266	3,062,232
地域密着型サービス（介護予防を含む）	—	—	—	—	—	—	141,625	173,878	205,078	226,574	253,769	273,247
施設サービス	518,227	650,590	688,842	721,394	757,593	780,818	788,637	814,575	825,155	825,835	838,279	843,016
合 計	1,489,688	2,069,934	2,412,365	2,736,235	3,072,476	3,286,454	3,476,928	3,562,250	3,715,348	3,835,237	4,033,314	4,178,495

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

詳細データ④ 介護給付費の推移（月間・サービス種別・百万円）

各年4月サービス分

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
居宅サービス（介護予防を含む）	57,001	118,500	153,214	182,507	216,783	236,804	214,366	229,147	246,922	265,488	287,004	304,065
地域密着型サービス（介護予防を含む）	—	—	—	—	—	—	28,287	34,383	40,065	44,455	49,568	55,181
施設サービス	144,874	200,177	212,586	214,033	227,927	234,326	198,493	205,154	207,915	214,115	218,512	219,492
合 計	201,875	318,677	365,800	396,540	444,709	471,130	441,146	468,684	494,903	524,058	555,084	578,739

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

詳細データ⑤ 各サービスの費用額

	費用額（単位：百万円）	割合（単位：％）
総 数	668,010	100.0
居宅サービス	319,228	47.8
訪問通所	251,360	37.6
訪問介護	65,949	9.9
訪問入浴介護	4,925	0.7
訪問看護	13,260	2.0
訪問リハビリテーション	2,546	0.4
通所介護	108,105	16.2
通所リハビリテーション	37,587	5.6
福祉用具貸与	18,988	2.8
短期入所	33,787	5.1
短期入所生活介護	28,952	4.3
短期入所療養介護（老健）	4,445	0.7
短期入所療養介護（病院等）	391	0.1
居宅療養管理指導	4,402	0.7
特定施設入居者生活介護	29,678	4.4
居宅介護支援	33,008	4.9
地域密着型サービス	66,267	9.9
夜間対応型訪問介護	184	0.0
認知症対応型通所介護	6,809	1.0
小規模多機能型居宅介護	11,081	1.7
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	42,957	6.4
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	18	0.0
地域密着型特定施設入居者生活介護	834	0.1
地域密着型介護老人福祉施設サービス	4,383	0.7
施設サービス	249,508	37.4
介護福祉施設サービス	122,303	18.3
介護保健施設サービス	96,212	14.4
介護療養施設サービス	30,993	4.6

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護給付費実態調査」（平成23年12月審査分）より厚生労働省老健局作成。

- (注) 1. 数値はそれぞれの単位未満での四捨五入のため、計に一致しない場合がある。
2. 介護予防給付を含めた数値。

詳細データ⑥ 介護の総費用の推移（年間・億円）

（年度）

2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 （予算）	2012 （予算）
36,273	45,919	51,929	56,891	62,025	63,957	63,615	66,719	69,497	74,306	78,204	83,223	89,217

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」
2011年度～2012年度については、予算額から推計。

詳細データ⑦ 介護サービス事業者数の推移（事業者）

各年4月末時点

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
居宅サービス												
訪問介護	11,475	13,620	15,260	17,592	20,849	24,795	26,599	27,602	26,955	26,741	27,476	28,782
訪問入浴介護	2,431	2,838	2,846	2,887	2,945	2,916	2,837	2,695	2,449	2,407	2,391	2,434
訪問看護	31,984	57,836	59,765	62,774	65,264	67,458	69,581	62,440	64,003	64,955	66,391	67,922
訪問リハビリテーション	22,491	44,460	46,396	49,440	52,029	54,356	56,562	50,059	51,885	53,105	54,693	56,289
居宅療養管理指導	72,970	133,366	137,049	141,566	145,142	147,967	151,606	150,343	153,510	154,870	156,895	158,074
通所介護	7,133	8,787	10,131	11,670	14,041	17,245	19,973	21,615	22,844	24,188	26,261	28,949
通所リハビリテーション	4,594	5,591	5,691	5,828	5,969	6,238	6,330	6,591	6,659	33,447	38,094	38,797
短期入所生活介護	4,080	4,825	5,077	5,330	5,649	6,115	6,530	7,019	7,395	7,653	7,871	8,174
短期入所療養介護	5,031	6,585	6,667	6,797	6,823	6,884	6,588	6,298	5,972	5,789	5,710	5,659
特定施設入居者生活介護	235	313	412	551	800	1,285	1,744	2,585	2,896	3,047	3,281	3,551
福祉用具貸与	3,241	5,067	5,968	6,902	7,937	8,692	9,043	8,743	8,053	7,319	7,166	7,316
地域密着型サービス												
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—	—	—	86	121	107	118	140
認知症対応型通所介護	—	—	—	—	—	—	—	3,087	3,385	3,569	3,771	3,994
小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	—	—	—	703	1,547	2,056	2,438	2,994
認知症対応型共同生活介護	418	1,030	1,839	2,944	4,787	6,645	7,666	8,938	9,576	9,946	10,404	11,180
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—	—	51	81	117	146	176
地域密着型老人福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	61	155	261	347	514
居宅介護支援	20,995	22,180	23,590	25,290	27,481	30,390	31,996	32,462	31,973	31,907	32,346	33,564
施設サービス												
介護老人福祉施設	4,085	4,592	4,792	4,978	5,204	5,478	5,677	5,898	6,054	6,134	6,207	6,303
介護老人保健施設	2,160	2,739	2,838	2,942	3,078	3,270	3,353	3,461	3,526	3,603	3,688	3,763
介護療養型医療施設	2,898	3,909	3,925	3,992	3,888	3,758	3,413	2,961	2,550	2,329	2,137	1,982
介護予防サービス												
介護予防訪問介護	—	—	—	—	—	—	—	25,817	25,654	25,757	26,644	28,047
介護予防訪問入浴介護	—	—	—	—	—	—	—	2,296	2,136	2,141	2,167	2,220
介護予防訪問看護	—	—	—	—	—	—	—	55,576	57,391	59,290	60,950	62,615
介護予防訪問リハビリテーション	—	—	—	—	—	—	—	43,996	46,337	48,414	50,172	51,909
介護予防居宅療養管理指導	—	—	—	—	—	—	—	120,344	124,353	128,407	131,671	134,036
介護予防通所介護	—	—	—	—	—	—	—	20,374	21,961	23,345	25,232	27,662
介護予防通所リハビリテーション	—	—	—	—	—	—	—	6,353	6,473	33,395	38,168	38,866
介護予防短期入所生活介護	—	—	—	—	—	—	—	6,436	6,947	7,241	7,469	7,779
介護予防短期入所療養介護	—	—	—	—	—	—	—	5,956	5,688	5,578	5,518	5,470
介護予防特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—	—	2,454	2,751	2,895	3,113	3,370
介護予防福祉用具貸与	—	—	—	—	—	—	—	7,602	7,179	6,893	6,944	6,116
地域密着型介護予防サービス												
介護予防認知症対応型通所介護	—	—	—	—	—	—	—	2,920	3,192	3,326	3,510	3,994
介護予防小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	—	—	—	539	1,215	1,663	2,002	2,994
介護予防認知症対応型共同生活介護	—	—	—	—	—	—	—	8,502	9,299	9,379	10,200	10,941

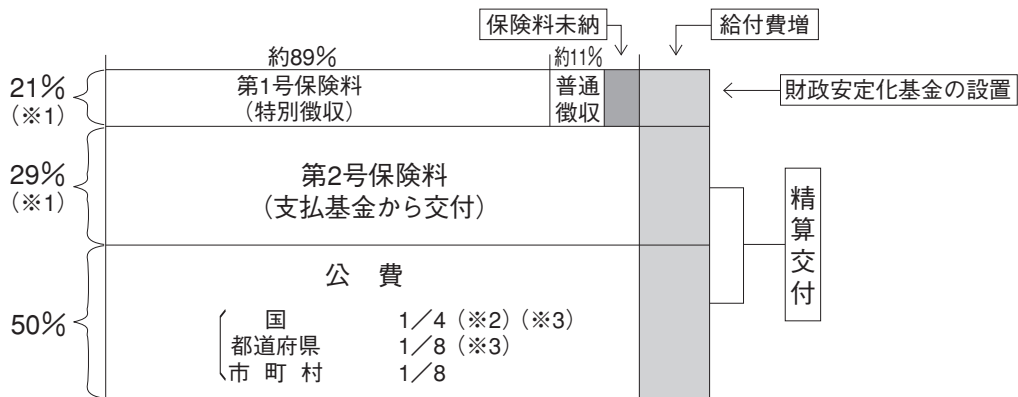
（注） 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防サービスが2006年4月から導入されている。

資料：「WAMNET」

介護保険制度の財政状況

概 要

介護保険制度の財政状況



- ※1 24～26年度における第1号被保険者と第2号被保険者の推計人口比率に基づく割合である。
(12～14年度はそれぞれ17%、33% 15～17年度はそれぞれ18%、32% 18～20年度はそれぞれ19%、31%
21～23年度はそれぞれ20%、30%)
- ※2 国費の5%分は、市町村間の財政の格差の調整のために充てる（市町村により交付割合が異なる）。
(調整事由) ①後期高齢者の加入割合の相違 ②高齢者の負担能力（所得段階別被保険者数）の相違
③災害時の保険料・利用料減免等（特別調整）
- ※3 平成18年度からの介護保険施設等（＊）に係る給付費の負担割合は次のとおり。
(＊) 都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設
- | 国 | 25% | → | 20% |
|------|-------|---|-------|
| 都道府県 | 12.5% | → | 17.5% |